

地方独立行政法人北九州市立病院機構 一般事業主行動計画
【次世代育成支援法・女性活躍推進法 一体型】

職員が仕事と生活の調和を図りながら能力を発揮できる働きやすい雇用環境を整備するため、また、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のように行動計画を策定します。

(1) 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日（4 年間）

(2) 目標と取組内容

目標・取組内容
<p>【目標 1】 育休取得率：女性 100%維持、男性 30%以上（※） ※配偶者出産直後の休暇等含む (H31～R2 実績 女性 100%、男性 2.9%（育休）)</p>
<p><取組> ○対象者への早期働きかけと、所属長を中心とした職場内バックアップ体制の構築 ○育児関連制度の積極的周知・広報による取得率向上に向けた機運の醸成</p>
<p>【目標 2】 時間外勤務時間数：月平均 15 時間以下 (H31～R2 実績 18.6 時間/月)</p>
<p><取組> ○多様な世代や立場の声を踏まえた働き方改革の考え方の浸透 ○タスクシフティングや業務のデジタル化の推進等による時間外労働の縮減</p>
<p>【目標 3】 年次有給休暇取得日数：12 日以上 (H31～R2 実績 11.2 日)</p>
<p><取組> ○取得状況の定期的な集計・公表による、計画的な取得の促進 ○職員への連続取得の推奨や自らの率先取得等、所属長が模範となった、すべての職員が取得しやすい環境整備の推進 ○取得率が低い職種（医師等）への計画的な休暇取得促進の呼びかけ</p>
<p>【目標 4】 女性職員の長期的なキャリア形成の推進</p>
<p><取組> ○女性が多くを占める当機構の特性に合わせた、役職者・管理職等への更なる女性の登用、柔軟な勤務形態の実現等、継続就業に向けた職場環境の整備 ○職員向け：キャリアプランについて考えることができる研修の実施 ○上司向け：女性のキャリアアップを支援するための管理職研修の実施</p>